

小川為治著述
開化問答二編

下

71
4110
4止



71
4110
4

伊勢山田
河崎町



二篇卷下

小川為治著

サテ一服やりまゝたぢ急されからまた一喧嘩いそぐわ不及おぼせ
 ませうッコデ舊平さん足下乃清論きやうへい おまへ ぶろん下も政府せいふよて大陽たいやう
 曆れきをおとり用もちひなされたるを畢竟毛唐人乃属國ひつまいけ たらん かくこく小
 ぢりーとけだまた大陽曆たいやうれき改あらたまりてより寒暑かんしよ乃極ごく子こが
 狂くるむたる也急日用萬事まじむことの差支さしつかへを生ます随まつて何職業なにしご乃
 人ひと不限かぎらぬ之ぢ大損毛たいそんまう不及おぼせ事ことダその上日あひ乃吉凶きけうを

開七同答

二篇卷下

一

擇む大とあたをさるゆゑされがため世間一般小悪
 事災難を招き困窮艱苦の禍を受くる事々と仰らる事
 ぢれと僕もそれを以て足下乃頑愚より生れたる清心
 得達かともんじ外されをされより政府不控て大陽曆を
 あとり用ゐなされ一月と足下乃清論乃不理論なる
 次第を清話しPさん也よく耳乃活をかい浚ひておき
 なされまうせまつ大陽曆も地球乃日輪乃周圍を巡廻する
 を以て本と一定めたる曆でたがした地球も三百六十五日
 と五時四十八分餘りて日輪乃周圍を一廻す故に三百

六十五日を以て一年と定め上端乃五時四十八分餘を四ッ
 集むれを丁度二十四時をかりおちる也又またそれを一纏
 りて四年目大と小一日乃閏をおく仕掛ふまたる曆法
 であつたその曆法たれむ七千年乃後不及び漸く一日
 乃差を及ぼす位乃大と小て春夏秋冬寒暖乃時節も
 大方毎年来る大とちまき也各種蒔き稲薊り網を下し
 賣物を仕入る手筈も勿論衣服乃都合より香乃物を
 漬くる用意も至るまじく曆を出して節を見たり小
 及む何月何日といへむ丁度去年乃その日と同ト時

候われを一年の曆へ諸人づれも幾年もいふとも更さら不ず差支さしつかへなくして意まをた重宝ちゆうぼうなるも乃なでおささる且かつ毎年まいねん乃ひ日ひ敷敷か同様どうようなる也や意まを奉公人ほうこうにんを閏年うるしどし乃なためめに三十日さんじゅうにち乃ひ空あか奉公ほうこうする憂うれひもなく商人あきんどを閏年うるしどし乃なためめに貸方かいかた乃ひ収入しゅうにんを延のびし大れがたの餘計よけい乃ひ利息りきを金主かねしゅに拂はらふ憂うれひもなくその他た一年いちねん定め乃な約束事やくそくごと不ず閏月うるしづき乃なためめに損徳そんとくをなくする大おほとなされもその便利べんりなる大おほ僕ぼくがいふまでもおさかりませんたが改曆かいかれ以来いらいを萬事まんじ今いままで眼慣めなれたる所ところ不ずありたる有ありたる有ありたる也や意まを世よ乃な無學むがく文盲ぶんまう乃ひ人ひとを驚愕びくろ仰あや天てん

して種々しゆしゆ乃な不便ふべんを唱なふる者ものあれどもあれも正真せいしん不ず利害りがい乃な穿鑿せんさくをして不便ふべんを唱なふる日ひけ不ずあらざれどもとよりとる不ず足たらぬ話わいで大おほさるものとされまでまてま月つきを熱あつき時とき十二じふに月つきを寒さむき時とき十五じふご日にちを満月まんげつ晦日えいじつを閏うるし乃な夜よと心得こころえてる大おほを畢竟ひつきやう仕来しきたりならぬとてと始はじめよりよ今いま乃な氣候きこう乃な如ごとく覺あるたるとならぬ大陽曆たいやうれき不ず改かるとも更さら不ず噪なぎたつる事ことを大おほきり休やすまぬとされを以もて不ずかれされとやあまういふ人ひとを恰あたか改名かいかつせし人ひとを見てその以前いぜん乃な人物じんぶつ不ずあらばとてさるが如ごとくされを名なを以もて實じつを害わざはふと

いひて馬廐乃天上とする事でおぎるサテ又おれまで
 乃曆をちれを大陰曆といひて月を見當不定めたる曆
 法でおぎる月を六の地球乃周圍を廻るものにて二十九日と
 十三時を以て丁度一廻して元乃處をかへるものでおぎる
 大陰曆を毎月十五日乃夜不固き月を見る趣向をれど
 も若乃二十九日と十三時を十二合して一年とすれをいまだ
 三百六十五日不足らば即月を既不十二度地球乃周圍を
 廻りたれども地球をいまだ日輪乃周圍を一廻りせざるに
 けりて六の差凡二年半餘して一月をかり乃日數となる

也又その時又至り閏月をおき十三ヶ月を一年と
 地球乃進みて元乃所をかへり春をまつ大として六
 がる譬を三百六十五文拂ふべき借銭を毎月二十九
 文五分づつ満方をすれを十二月小て九十一文餘の不
 足と知るべし六の不足が二年半餘りも滞れを大低
 三十五をかりの引負とならん閏月を即六の引負を
 一月小まとして拂ふ事とおまりなされませ右乃次
 第不て大陰曆を春夏秋冬乃節不拘もらば一年乃日
 數を定むるものちれを今年乃今日と去年乃今日と

唱を同ねられども氣候も必ず相違してをり外きの
 故に彼岸土用などの節を知らん小も一々曆をくらき見ざ
 れをかぢなぬ事してあれまで用る慣れたる也又さま
 で不便利よと思えぬどもよく考へあれを大陽曆小
 較ぶる時を随分胆を消ゆるるど不便利乃ものので大さる
 但右不活話一アス所乃地球乃日輪を廻る理合や乃
 地球を廻る理合を即窮理學とて學問をすれを忽ち
 合点やく事也又法間暇乃をりその書物についで大ら
 人なさるるがとろろい大さるサテ又豆下大陽曆小日

取乃吉凶を書載がら也又あれがため小世間一般小通子
 災難を招き困窮艱苦乃禍を受くる事かと仰る六と打
 れどもあれも無實乃罪もて大陽曆を定て小シテ濡衣を
 著々と歎いてゐる六とでかからう全躰政府もて大陽
 曆をおとり用るぢされ一法趣意を尋ぬれを詰り世間
 乃人々があれ等乃事小迷ひある睡りを覚す人ため小して
 大陽曆小日取乃吉凶などを書載がら正真乃道理
 小かぢむたる事でおさる元来あれまでる曆小書載す
 る所乃方位日取などの事を漢土乃道家といひて丁度

今乃法印或賣ト者など類一たる者より出下
 説みておれ等乃奴等が牽強附會はいろく妄説を他
 りおれを以て愚人を惑し金錢を儲くる助と志たる
 ものでおがざるソデおれ等乃妄説乃世間小流布せ原も
 中昔一乱世乃頃より伊勢乃法師どもが太神官様乃
 法被小曆を添へて配りより起りたる事でおがざる
 蓋しその頃も漢土乃書物をよこいさく小曆乃事な
 どを心得るたる者も之坊主等なるも法師が曆を
 配る小付ても大方坊主を頼りて曆を六へらふた

るもの見え外坊主も昔も今も大となるおとなく
 世間を馬鹿小せん馬鹿小せんとの心掛をる者おれ
 かまたその虚を乗し自己が田地小水を引らん目論小
 てかのまけもおらざる鬼門が金神が或も白日黒
 目などいふものを茶しく曆小書加へおれを以て一ツま
 え曆乃有難味を増し二ツおせ世間小迷ふ乃種を蒔き
 つけきた自己等乃錢儲乃田地と志たるものでおがざる
 元来我々乃住居する大地球を恰も檀乃如き形乃も
 のふて一寸小サキ所めて見れを東西南北乃區別あるや

うぢれども地球の上は控ても更小の區別あるたと
 一その次第をまつ日本乃東の海岸なる横濱より船出
 して東の方へ向ふ真直ふゆけを亜米利加乃合衆國小
 至り外それより亜米利加をたえな不東へゆけを歐
 羅巴乃英吉利國など至り外それより不東へゆ
 けを印度乃お釋迦様乃出たる國小至り外それより
 不東へゆけを南京坊主乃國即支那小至り外それ
 より不東へ向ふゆけを遂ふ日本乃長崎ふかつつき
 外横濱より長崎をいづれる方角不當り外を即西乃

方てごりませうすのめ東乃方へ向ふ船出して今西
 の方よりかへりくる所を以て見れば東西南北といふ名
 目もたゞ小サキ研乃區別を定むるためと設けたるもの
 とまらるゝでをごりませんかまかれバこれを以て
 その場所を固り着てゐる者と心得るを實に愚なる
 次第でござるされを鬼門塞りなどの吉凶を拘りてそ
 の行べきかたをちのず引移るべきかたを引移らざるを
 此れ幸を擇んで却て不便利を生じてれたためと禍を
 陥る道理にて甚だ馬鹿な一き事てござるそれゆゑ

鬼門乃表口より向ふ遠入る事をおろろしく思
 人ありを今法話し申す通り世界を一廻りしてソツト
 鬼門乃裏口より這入り出し枝一金神乃法釜でも
 接てやるがよろしくおぼざるナント舊平さん木の道理を
 法吞込なされなを方位などの説を信傳する法料筒
 を失果るでおぼざらうこと日取乃吉凶お至りてを最も
 信ずるにたれ話しでおぼざる何も黒日ハ日輪が黒く
 光半黒乃日を黄色し光り白日を赤くおてらうな
 さるといふ差別ハおぼざり外し何日おきらくといふ光

りなされハ三百六十五日一日として悪日ハなき苦で
 おぼるたと白日でも悪事を傷ハ必ず刑罰を行
 なる、事をなれば黒日でも人倫乃道に背かざる仕事
 を行ふ何乃恐る事がおぼりませうた誤りて悪
 行をせし日などを以て悪日とすべしとより
 定りて災難を受くべき貪乞の陥るべき日といふを夫
 してはい理窟に心得外且足下乃法話し乃通り悪日
 を用ふる者ハ屹度悪事災難をらくべき事とせをそ
 の悪事災難を興ふる者を誰でおぼりませう僕を大

方天道様なりんうとぞんト外天道様ハ世界中乃天
道様なれハこの悪日を用る者ハたと西米利加や
歐羅巴の人なりとも屹度悪事災難を与ふべき苦で
ござるさるゝ西米利加や歐羅巴にて古来よりあつ
白癡なる話しをつちをかりもなかりてかの國乃人々ハ
日本人乃悪日として恐るる日を平氣なる顔付にて用の
れども更ニ悪事災難をうくる掃子もなければ此等
乃事柄を足下乃如くやうまう信仰せる、在實ニ腹
乃皮乃よちれる事としてござる危世乃悪事災難といふ

ものも大方その人乃不任意より生ずるものでござる譬
も病氣もその人乃不養生より起り盜賊も忍び込まるゝ
もその人乃よく戸締りをせぬより起り金銭乃損失を
その人乃あまり欲張り過ぎて本筋乃道を踏たるより
起り人乃為小殺さるゝもその人乃常ニ他人より遺恨を
受くる所業不及べりより起るが如くされをよく世の中
不道理不従ふ萬事不付て手扱乃なきやう不事を附
くれむまづ大方も悪事災難といふものを起らざる苦不
て僕も萬事不付て手扱乃なきやう不氣を附くる事

古より人間乃たのふをふの上もなき災難除乃侍守か
 ぞんじ外さるをかろ方位日取乃ため不婚礼乃日を延
 搏宅乃時を縮め大れふよりて福祿壽命乃度量なら
 人ふとを望まけ不本不縁て魚を求むるが如くいと四る弥
 鞆乃世を終るとも決りて出来ざる仕事でござるサテ
 又足下も五節句物日なごのお慶ふなりを彼是理
 窟をつけてやかましくいもる事カかれも矢張さきま
 後話一ツタル曆を改られ一法趣意不おちド事でぶ
 ざる元来愚癡なる人物も道理乃真偽不拍まらばた

古来より仕末うならしむるのし信仰して如何程よ
 き事柄不てと新しく思ふ事へ大容易に終らざる者
 不さるさりぢがらふの愚癡なる人乃料簡よの任
 せおきてそトモ世乃中が文明開化乃場存不至る大
 とあたをざるち急世間を文明開化みせんと思ふ政府を
 まづ世人乃迷執を打破り萬民乃耳目を新ふせざれば
 かなをぬりけ不てあれ五節句物日なごをお慶一なま
 れ一次第でござる全射足下乃論せらるる存乃五節句杯
 といふ日乃大書を穿鑿すれむをなすけむぢき日て祝

ふべき勲を少しも怠りなげでござるかく乃如き日を祝ん
 ためふあれまや家業を休み上下を着用してありがた
 さう不佞なうござり外 忍悦おそんト外 杯と騒がまじり
 たるも實小兒遊乃やう不て今更笑止ふあおそんトられ外
 ソコテ只今祝日として用ゐる所乃紀元節を神武天皇
 様乃始て天子様乃即位不即せられ一日より天長節
 とを今乃天子様乃即位日乃事うて實ふあれ
 乃日日本小生れたる人乃必ず大切祝ふべき筈乃
 日でござる故に政府にて一年中よりあつる貴き日五日

を撰み出しあれを祭日不定め世間一般不祝ふるとな
 されたるはけでござるサテ舊年々人かくの如く段々
 活活しアせを政府不て太陽暦をおとり用ゐる不ぢり
 たる理窟も大抵得心得ふぢりまうたらうされどもぢり
 足下も太陽暦を用ゐるも毛唐人不降参志たるはけだと
 仰るか抑毛唐人と何國を指て仰る言葉不英吉
 リス フランス アメリカセルマン
 利西もあり佛蘭西もあり亜米利加日耳曼もありて
 あれも皆太陽暦を用ゐる國でござる僕の眼も日本
 才堂々たる帝國乃權威ありて此等乃國乃中いつれも

以降余一たる様子を見えませぬされど政府小控て大
陽曆をおとり用るぢされ一えぢ不蒸氣車や傳信機
をおとり用るぢされ一事と同様でござるそれを何
でも大陽曆をとり用る上から彼等乃属國小な
り一己けたと強情小仰多たらむ昔一漢土より大陰曆
乃法を傳來志たるを矢張支那乃属國小なりたる事
だと申させしがあれ不通乃論でござるされを先刻
足下が涙が流る或も煙草盆を打壊ち一杯と旅され
一たぢな足下乃頑愚より起りたる氣違業不て大の

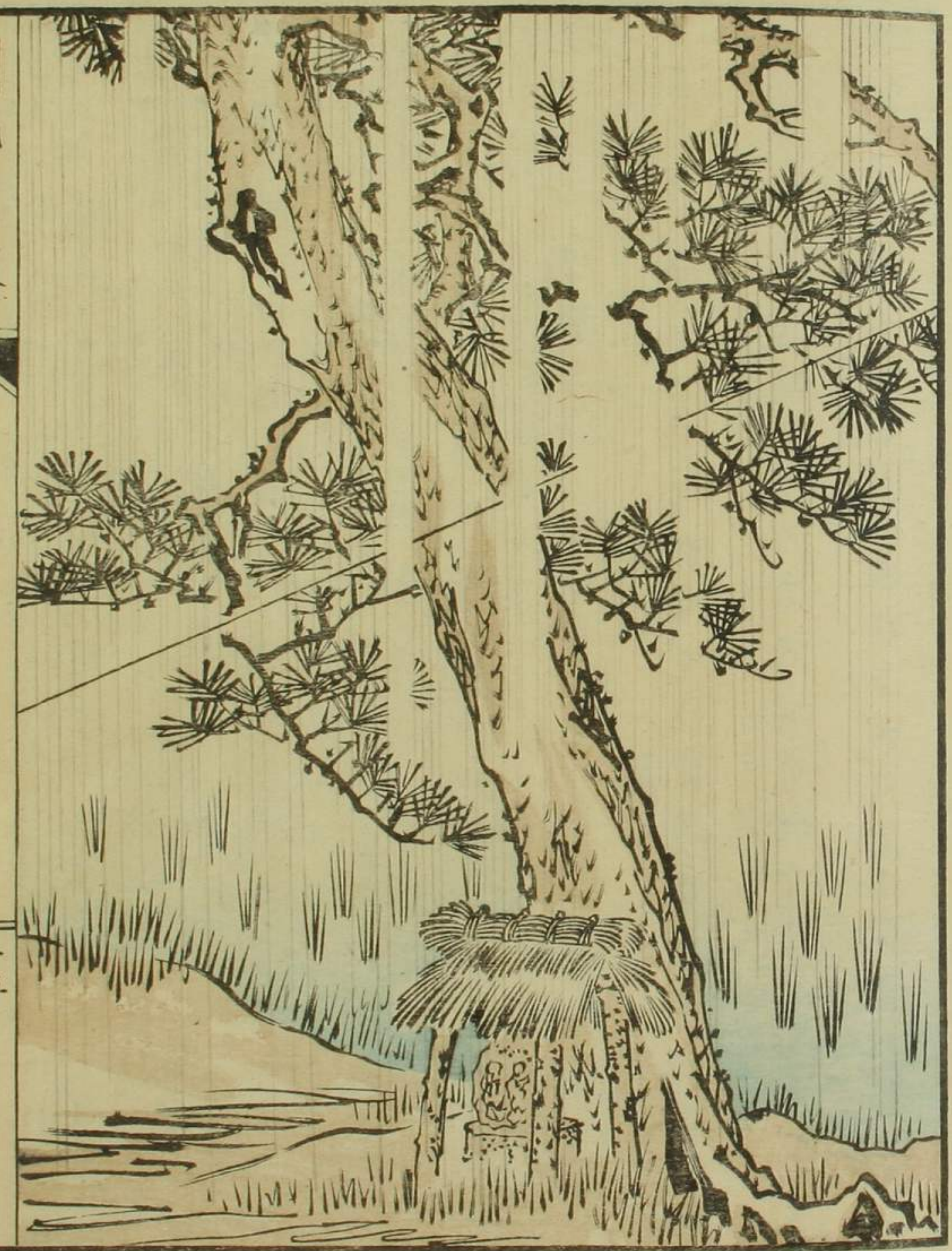
開次郎も左様ぢぢ 気違乃附合をトテモ出来ぬぢぢ
是より堅く決断り申せ申ト奮平さんかく決断り
申したらむ足下乃あれまで馬鹿と察たる事歎く一い子
と血眼ふぢりて非難せられたる理窟を之ぢ正直乃道
理不て一生懸命ふよい事と思込込てゐらるる理窟を
却て本を正さぬ不理窟だと明小おぢかりおなりま
したらうされをあれまで乃傳料筒を西の海へサラリ
と投げ捨て、政府乃伝趣意乃ありがたき事をよく
胸ふ蓄へ大陽曆乃事ぢども厚く守るがよろしうぢ

年取上たる米をすぐは商人は賣渡しこれを以て年貢
の金を調達する事で大さる世間一般は其の有様なれ
を商人とも年貢の上納時に至り必ず是本を見て
驚嘆し其儲をせしめんと謀り又よてまた百姓を去
れを避くるまゝあたをん今よて昔より如く水牢や
土牢牢に入れらるる舌くをせしめといへども年貢の金
を念れを身代限の處分及ぶべしと真綿を以て喉
を結らるるが如きイヤハ厳しき法觸を恐れ現は商人
の畏れ懸れり承知去つ毎據その米穀を賣代に

す次第でござる蓋し其の害を運送不便乃土地柄よて
を殊に甚しうしてこれよ由て見れを世に百姓不ど
薄命なる者ぞ大ざり外まぬ嗚呼悲云かな百姓よ外
羨の蓆を去きて住居し粟稗を以て食物とし身よ
を荒布乃如き衣服を纏む一年中田野ふありて雨よ
うたれ日よ照らされかくしてやうやく取上ぐるしおろ
乃米穀をか殺極なる米商人乃ためは安直を以て
蹴倒されその身を矢張卒乃目阿弥よて衣服を勿論
自己が作りし米さへも食ふ事乃かなぬを犬骨折

月夜問答
二篇卷十

博覽
印



月夜問答

二篇卷十

十五

て鷹の餌食實は不便なる者でもおがりませんかむ百
 姓も昔より随分割乃こるき職業やれど近頃乃や
 ろ小困窮を極めたるそない事ださうでござる大れ畢
 竟金納乃所業よて本を尋ぬれむ地券乃制が又の害
 をする事カとそんど外且地券状を受くるに付て印
 税ダノ或も取調入用ダノとこけも知らぬ入用を汲山よと
 り立らる事でござる何れその者乃所持乃地面を他
 ら譲り渡さる間もその者乃所有物たるを知られたる
 理窟ろて誰も横合からたれをみれられ異論する者も

おがり外まゐさるに今をいめて氣乃附たる如く小持
 主乃株を堅固小する小地券状を渡さねむならぬ杯
 と嘆き立ちた實小馬鹿くしい理窟でござるお負小
 地券乃金高を定むるに付きその地面不相當乃直段を
 書出す時をその地面をとり上げたれを他人小入札さ
 すべし杯と強面小威しつくるを詰り地券乃金高を殖
 やし年貢乃上り高を汲山よせんとする工夫も見え外さ
 れむ地券發行乃事なれども大方毛唐人乃國の法よて政
 府亦ておれをとり用ゐる時を容よく欲心を遅くする

夫とを得らるゝやえぢらんと考へ外たゞ只今法結つ一つス通
り如何程政府せいふ不ふて地券ちけんも地面持かめん之の乃の株かぶを堅固けんことする
ため乃法ほうが抔もといふるとも基礎きそが欲心よくしんを逞たくまくせんた
め不設ふせつけたる悪事あくじなれを隠かくすよりあらえろとぢぢ一つ遂すい
ふその禍わざはひがあらされて人民じんみん乃の上うへ及および世間せけん一般いぱん乃の大苦おほく
しを引起ひきおこしたる次第しだいでござる尤もつとなれまで地面かめんの判はん或
を年貢ねんぐの取立とくだて方かたぢどの事こと不ふ付つても随ま分ぶん弊害へいがいが多おほく
ありしときけむその甚おそろしき弊害へいがいを正ただしなせしむるを
よき事ことなれしむかく新奇しんきな法ほうをたかしりな規き則そくを設たけ

またたれを以もつて銭儲せんずけ乃の算段さんだんをせらるゝも壁かべを追剥おひし
逢あもんとする者ものを助たすけてまたたれを追剥おひが如ごとくたれ
を暴あやを以もつて暴あや小易せういといふて決かして公明こうめい正大せいだいなる政府せいふ
のすへき所業しよごふはあらざるかと心得こころえ外ほかされむたれ等ら
事柄ことばらも矢張やっはりたれまで乃の仕来しきたり不ふ働たらむ地券ちけん乃の制せいを
を法度ほうど一つふぢささるがよろしうござりませう

関次郎

イヤたれ等ら乃の法疑ほうぎ云い一つ慮りょも法ほう尤もと乃のやうふきやれども
れはも深ふかき子細こさい乃のある事こともて足下あしもと乃のかく小言こごみを仰おほす

詰りいまた法料簡乃至らぬ所でござる全脚大れまで
日本よて生肝腎乃政事乃道理を穿鑿する學者先生
方よてても大れ等乃理合もからムチヤクチヤみてゐら
れたる位乃事なれをまうて無學文盲なる人々が六の
事ふつき疑を起し眼乃玉を黑白すを無理ならぬ子
覚え弁元來地券乃制を人間乃私有を堅固ふす
る法ふて人間乃性法といふものより起りたるも乃で六
さるのコレ近來西洋と附合乃道がひらけてよりかの國
乃學者等が人間乃性法より起りて人間乃私有即所持

乃品物を堅固とする事を以て政事乃一大專務なり
と論ぜられし説が傳をりきて我國よても物乃道理
乃解りたる學者先生方ハその議論乃正しきし信服し
段々世間よこれ等乃道理を唱ふる者多くたりて遂に
今日かく政府よて地券乃制を受むるに至りたる次第
でござるさてこれまで乃闇黒世界よてを人民一般よ我
所持乃地面を政府より借受けたるも乃と馬鹿く
くも心得るたるも乃て政府もまた自分乃所有物を貸
しかく料簡ふかりてゐられたるものと見え外さる故に

ちれまを乃控して地面賣買を相ならずと堅く禁制
 してありたる次第でござるされど先刻も口を酸く
 て法語一リタル通りもと人民が政府を設くる所以
 て銘々その所持乃品物を安全に保護して貰はんた
 めてござる且その所持する品物乃本源を穿鑿すれ
 をいなる人乃勤勞骨折を以て生トたるものより
 て譬を百姓乃所持する穀物を耕化といふ骨折を以て
 儲けたる品物職人乃所持する製造物を仕事といふ骨
 折を以て儲けたる品物商人乃代物といふともまた六

れと同様なるものでござるされを今世間乃人が地面
 を所持する亦もその儲蓄たる金銭を以て買取るか或
 を主なき土地を見出して自分手を開墾せしか六の
 ニつより不ぬ小道をござりません金銭を以て買取り
 を更論するふ及むば主なき土地を見出して自分手
 小開墾志たる人がその土地を以て自己乃所有物とす
 るを不船乗が海中にて主なき島を見出してあれを
 以てその本國乃屬地とするが如くもとより當然乃道
 理でござるナント舊よき人今までござる道理よりて

所持する地面を以て政府乃拜借物と心得るたる人
 民乃愚をいふまでもなく人民乃物を猫を以て我物
 顔ふとり扱ふあたる政府をこれ小超えて百倍と
 愚がるものでせざるやせんかサテまきま法話一
 通るこれ等乃道理を昔より世間誰と氣の
 付く者あらざりし近頃西洋乃學者等乃法蔭を
 以てやうやくの第違たる理合が明白ふかりしを
 政府もまた下々と違ふ賢き者も忽ちその過を改
 めて遂に先頃地面勝手賣買を差許されし次第で

ぶさるとうでせざる舊年さんかく法話一せむ地
 面を矢張他の金銭財宝と同様その所持してある
 人小属する私有物といふ事をよくお己かりしなり
 ましたらうされをあれまが法田地杯と唱へ政府より預
 りたる物と思ふ公然と賣買する事乃出来ぬものとし
 むたるを畢竟人民乃愚にて世の中が闇裏でありし
 るしでせざるソコテかく地面を他乃家財と同様屹度
 その所持人は属する私有物といふ道理が明白となり
 て見れをまたそれを保護するを政府乃役目也且既に

先頃より政府にて地券乃制を定め地面所持人へ券状
 を發渡しわさるる次第でござる蓋し大れを詰り伐
 面持乃株を堅固にするため乃法にて大の人乃私有乃控
 を堅固小すといふ事も世を文明開化乃場所ニ進むる第
 一番乃道でござり外その次第柄を法話しりきを譬を
 夏乃日夕立雨ニ逢ふ人がも一人より借受けたる衣
 服を着用する時を少し位濡るとも不意なる顔付にて
 歩行すべしれども全く正直正銘小自己乃錢を以て買得
 たる衣服を着用する時を氣も魂も身もそとが裳を

寒り手拭を覆ふ粟乃からがる軒下ニ兩宿りしてそ
 の心中にて衣服ニ汚班や出人或も質乃直歩や下らん
 と大に心配する事でござる或もまた返りたる主なき田
 地を五人十人にて寄合ひ耕作する時を一人にて耕作す
 る田地よりも必ずとり上げ高乃考るものでござる大
 れ一人の之餘計の骨折とも更なるものあるしなき也
 人々互にその骨折を相おずり候しり突掛物に陥る也
 是れも一々の田地が一人乃物に属する時を我勉強次
 第如何程にて我身不益ある也是必ずその田地乃正

真^{まこと}り取^と上^う高^{たか}を生^なずる事^{こと}でぶざる蓋^{かた}かくの如^{ごと}く自^{みづか}
 分^{ぶん}乃^{なり}私^し者^{しや}物^{ぶつ}を大^{たい}切^{きつ}と思^{おも}ふそあれ人^{ひと}情^{じやう}乃^{なり}止^{とど}むを得^えざる所^{ところ}
 みて大^{たい}の人情^{にんじやう}不^ふ従^{じゆ}ふて人^{ひと}乃^{なり}私^し有^{いう}乃^{なり}權^{けん}を堅^か固^こふする法^{ほふ}
 をたつれむ自^し然^{ぜん}人^{にん}乃^{なり}勉^{けん}強^{きやう}する料^{りやう}簡^{かん}を起^{おこ}し勉^{けん}強^{きやう}す
 る料^{りやう}簡^{かん}を起^{おこ}す所^{ところ}から自^し然^{ぜん}に産^{さん}物^{ぶつ}に殖^ふえ産^{さん}物^{ぶつ}乃^{なり}殖^ふ也
 る所^{ところ}から自^し然^{ぜん}に身^み上^{じやう}り饒^{じやう}富^ふなり身^み上^{じやう}り饒^{じやう}富^ふなり
 る所^{ところ}から自^し然^{ぜん}に世^よ乃^{なり}中^{ちゆう}が和^わ合^{がふ}して世^よ間^{かん}は一人^{ひとり}乃^{なり}惡^{あく}事^じ
 を傷^{いた}く者^{もの}のなきやうに事^{こと}でぶざるあれ則^{すなは}ちまきま
 法^{ほふ}語^ご一^{いつ}パタル人^{ひと}乃^{なり}私^し有^{いう}乃^{なり}權^{けん}を堅^か固^こにするそ世^よを文^{ぶん}

明^{めい}矣^い化^か乃^{なり}場^ば所^{じよ}に進^{しん}むる第^{だい}一^{いつ}番^{ばん}乃^{なり}道^{だう}々^々と理^り合^{がふ}下^{くだ}ぶ
 ざる且^{かつ}又^{また}地^ち面^{めん}を他^た乃^{なり}家^か財^{ざい}乃^{なり}如^{ごと}くその持^{もち}主^{しゆ}乃^{なり}傍^{ぼう}に附^つ添^{そん}
 る者^{もの}不^ふありす故^{ゆゑ}にその持^{もち}主^{しゆ}をなれを支配^{しち}する不^ふ
 恒^{つね}不^ふ繼^{つぎ}なる證^{しやう}據^こを所^{ところ}持^{もち}せざれむヒツト異^い論^{ろん}紛^ま紜^んをい
 ふ者^{もの}乃^{なり}あらん時^{とき}になれを辨^{べん}解^{かい}すべき手^て術^{じゆつ}が大^{たい}ざり
 ませんあれ則^{すなは}ち政^{せい}府^ふにて地^ち面^{めん}を持^{もち}人^{にん}の地^ち券^{けん}状^{じやう}を與^{あた}ふ
 譯^{やく}柄^{がら}でぶざるサテ又^{また}あれから年^{ねん}貢^{きん}乃^{なり}金^{きん}納^{なつ}不^ふ改^かりたる次^{つぎ}
 第^{だい}柄^{がら}を法^{ほふ}語^ご一^{いつ}パさんそれな付^つき先^{せん}刺^し足^あ下^{くだ}り仰^{おほ}られた
 る法^{ほふ}言^{げん}蓋^{がい}をいまたくなく田^{でん}舎^{しゃ}乃^{なり}事^じ情^{じやう}を盡^{じん}されぬや

う小覚え弁や互下乃いまた盡されぬ所を今あつ小
とり約て法結しませしまづおれまで田地乃年貢
取立方乃仕給も何れ乃土地よても毎年役人が検見
といふ事を行ふその年乃作物乃豊凶小従ひて税額
を定めたるよりでぶざるさるふたの検見を受くる小付ても
役人乃馳走ををいめとして餘計なる入用が莫太よか
かり且おれ等乃役人乃申よを大の勢を乗いらく乃
奸曲を行ひ自己等の腹を脹らかさん算段をするよ
のもありて百姓も検見乃法を以て甚だ迷惑なるもの

よ思をるたる事ぶぶざる且年貢米をを一粒づ撰
み依作りも至極丁寧な吟味するのこぢら上納せし後
とても 検見乃法を以て至極便利乃ものとりもた
ふて罰を受くる事もまある由互實に百姓もおれま
のの検見米納乃法を以て至極便利乃ものとりもた
る事ぶぶさるさるから小土地柄よりても定免とり又事を
願むたる所もぶぶざり非定免とてその土地二三十年間
乃年貢乃平均高を金小見積りおれを以てその土地乃
税額も定めたら如何なる凶作乃時よても必ずそ

の定り丈乃年貢金を拂ふ事でおぼざる蓋し定免あれ
を檢見乃弊害を悉く除き去る事を得らるる西急昔
て百姓かあれを以てその苦痛を免るべき至極便利な
るものとなしむたる事でおぼざる但し舊よきしナレ
等乃利害得失も今更僕が子細らしう傳話しりさず
とも誰か田舎の人又付て足下よりおききなされなを
忽ち決合点の事よそんと外サテ又政府にて國用
を給するは方々今年乃未小控て來年中乃入用を
見積りこの勘定書をあまねく人民に布告しそ乃

身上の割合出銀さするが正真の道でおぼざるは
あれまでの如く米納めてもその正真の規則を行ふ
事が出来ません譬を今年年貢をとり立てる時乃米相
場と來年との年貢を使ひ拵小時乃米相場とも必
ず喰違ある也急あらがめその見積りの目的を立る
りけふのぬ事でおぼざるは金納れを今年乃一
因も矢張來年の一因なる也急あれ等乃差支さら不
しずる事なり且米納めてを運送乃間小耗をせざる
事もあり又も拵取り乃上手下手役人乃注意不注意

等なほより大おほなる損とん徳とくを生なずる事ことありて諫つまり人じん民みんよ
り差さ出す丈だけの年ねん貢ぎやうが政府せいふの車くるまへ這こ入りぬ勘かん定ていでど
ざる金かね納なれを人じん民みんより一ひと圓まる差さ出でせを政府せいふの車くるまへ吃く
度ど一ひと圓まる這こ入り途とち中ちゆう中ちゆうにて耗たうを生なす數かず乃すなはち減げん少せうする憂うれを
決けつして必かならずりませぬあれ現いま今こん政府せいふより年ねん貢ぎやうを悉しつく金かね
納なふ改あらめられたる次第しだいでどざるナント舊ふるよき人じんかく年ねん
貢ぎやうが金かね納なふ改あらりて見みれを換か見けん巡めぐ回かい乃すなはち手て數かずもななく
て馳ち走そう飲いん食じき等とう乃すなはち入い用ようも省しやう買かい得えらるる譯わけなれを一いつ
舉きよ而り得え公私こうし乃すなはちため小こ莫む太たなる利り益えきのある事ことでもどざ

りませんか尤なほ理り窟くつ乃すなはち上ありて年ねん貢ぎやうが金かね納なふの定てい
りて年ねん貢ぎやう上じやう納なり時とき節せつ不ふ至しり米こめ相あ場じやうが下げ落らくして
百ひゃく姓せい乃すなはち難なん義ぎを起おこすべきやうと思おもはるれどもよく実じつ
地ち乃すなはち有あれ不ふ付つき考かふれを足あ下げ乃すなはち法は心しん配はいなされる不
どの仰おほ山さん乃すなはち憂うれをたふやう不ふ覺かくえ休やす且かつあれ等ら乃すなはち憂うれ
を防あがんだため既すでに田でん畑へつ勝かつ手て作さくり法は差さ許きよ乃すなはち法は觸しゆくもあ
るはけなれを地ち面めん持もち時とき乃すなはち執しやく不ふ後ごをその田でん地ちへ粟あはり
と糸いとなりと何なんでも一ひと番ばん利り潤じゆん乃すなはち多おほき作さく物ぶつを仕し付つけけ沢たく山さん
浅せ儲まかをするがより事ことでどざる只ただ今いま乃すなはち世せ界かいを昔むかより時とき

小事夥り大の日本小米が一粒も失する事やいと聊
も羨支あらざるにけふてた人々交易不用ある品物乃
沃山小ならんやうに勉強さへすれを我田地小一粒乃米
穀を作事なりとも決して食ふ米小不自由する氣
使をぶざりませんさる小豆下乃清話一乃如く金納小
改りて迷惑する或も商人乃ため小一年中乃膏汗を
志なりとらるゝ扱と歎いてるる人を牡丹餅を彼岸よ
り不か小食ぬ者團子も月見より不か小食ぬ者と心得
る馬麻野郎でぶざるサテ舊平さん先刺から段々

清話一乃通り政府乃地券乃制をまられたるを天
地乃道理乃従ふ人民乃私有を堅固小する次第にて
また大の法小よりて公私乃大利益を生ずる事かといふ
大とも悉くおひかりなかりすたらうッテ大の大利益
を生ずる本も世も學問乃道理が明白小なりたるよ
るといへどもまた政府乃公明正大なる法仁心より起りた
るものといをざるを得ざる事でぶざるさすれか先程
足下が息巻立て論ぜられたる一件いまだ深く物乃
道理をお志りなされぬ誤りもてさる追々清話一乃

タル理合を考へたらむ是下を去らず世間乃地面持を必
ず低頭平身して心から底から地券乃制を以てありが
たきもの小思ふ事ではござらう
舊年

よしく地券乃一條をまづ僕の負公事としておきま
せうがまだ議論をやめしめて引込む事も出来
ませぬその次第とかの證券印紙乃一件でござる
たとひ元乃世界なりとも金を借るよを必ず請人を
用ひ判文をせざれむかたをぬ苦もて且かく乃如

く私取結がたる約束にてその貸たる金がこれぬ
借たる金を返還せずともよしく理窟をたさり
外まひさる小先頃證券印紙乃規則とくもの法觸
ありて印紙又を思紙を用るさる説文書付額を後日
小行違争論を生ずとも政府小於て法とり上げは相
切らぬ裁判してやらぬ扱とく法度を設けられた
を何乃譯柄でござり外を僕をたれを以て政府が欲
心を遅くせんためよまた人民乃約束事よ付き錢儲の
工夫を設けたるものかと心得外されを今乃政府の所

業を恰も香具師除物商人小敷したるものにて實は
卑劣千萬なるものでござる且政府にて行ふ所は錢
儲をその權威を用ふるは、いま、小抑配或は押賣打と
の法度を設くる也、他乃商人乃行ふ所の如く損失小
及ぶ急使を決してござりません、ナント開さん、大れを
以て見れを政府を如何振ふる錢儲も自由自在に
得らるる株にて僕を誠に羨し、いものよ、そん、
されど足下乃活話、一、おられたる所は付て考ふれを
政府を固よりかく乃如き錢儲をすべき苦乃もの小

あらと心得外且政府小て六の錢儲をよるため
用ふる本手金を如何なる所より出る者かと問へ、
人民より出銀志たる年貢運上でた、ござりません、
人民より出銀志たる年貢運上を以て、
民より預る所乃權威を道具に用ふる却て人民乃
を吸とる仕業に及べざるを、
屋を奪とる次第にて甚だ相満ぬ事、
印紙とた、借用、
の、
或も全く人民乃約束を

堅固えいこなすべきための法則ほうそくを知らんとお思ふべければ、荷物にものの送状そうじょう質屋しやうやの通帳つうちょうも、及および些細いささかなる酒さけの切手きりてに至るまで、之を貼用はりようせよと、しるべきを以て見れを決けつして、人民じんみんの約束やくそくを堅固えいこにするための、かり規則きぎうでもおぼがらぬ、と、錢儲ぜにまけのため、設けたる法度ほうども相違さむいおぼがりません、され先般せんぱん政府せいふにて證券印紙しやうけんいんしの規則きぎうを發行はつぎやうせられたるを、實じつに第違だいゐいの根本こんぽんにて、これ等らの事を、お度どしおきするが、正真せいしん乃筋なりぢんか、と心得こころえ外ほか且かつ又また當節たうせつ裁判さいばん所しよにて、公事訴訟こうじそんごをとり、樹たてく

陸仕方りくじかたを實じつに雇かひ者ものでおぼがり、外貸金がいまいん洋やうりを以て願ねがひ出でる者ものある時ときを、忽たちまち借方かりかたを呼よび出だし、返滴へんてつ方を言こと付け、借方かりかたが難澁なんじやく筋ぢんなど、申まう立たつ時ときも、すく、身代限みんだいげんを言こと付け、本人ほんじん乃身代限みんだいげんにて、不足ふそくある時ときを、該人がいじんおまが身代限みんだいげんを言こと付けてくる事ことで、おぼがる元來もとより借かりたる物ものを返かへすも、當然たうぜん乃道理だうりにて、借かりたる物ものを返かへすべし、我名望われなぞうを廢おとす由よし、人情にんじやう不ふたて、誰たれも借かりたる物ものを、必ず返滴へんてつ忘わすれなく思おもふ事こと、これと、無據むこ不手廻ふてまわりから、遂つひに返滴へんてつ延引えんいんし、及および或あるれ、政府せいふ乃法ほう苦勞くらうを煩わづらす、よ、至いたる次第しだいで、おぼがるされ、

開問答 二卷第十

かく乃如き貧乏人小を政府にて少くを寛かぢる法
處分がたかくてをぢらぬ苦かんとぞんト外志かろふ只今
乃やうぢる法仕方でも政府乃法仁惠とりふものも少
しもないぢりて貧乏人を誰の法議を以てその性
命を全くいいたしませう實に泣より外に致方乃ない
次第でまがり外志の故に世間乃日漏貸又も高利貸
杯とりふ奴等も得手に杯を揚げ慢に高き利息を以
て金錢を貸出し遂に貧乏人乃身上を吸枯しおぼろ
次第にて實に貧乏人を右へおきて左へ避けても浮

む瀬のちき時節でまがり外されむおの頃世間乃一口
をぢりしある時天子様が高楼にまゝして東京の市
中を流覽せさせられしがやめて高き屋に登りて見
れぬ烟りたつ鳥き屋に登りて見れぬ烟りたつと二三
返繰返して吟ト終かたる事がおぼろソコで流傍に附
添へる侍従乃方々が天子様は法向にシ忍ぢがら下乃
句を何と申し外に伺しかば天子様曰く朕を下乃苦ぢ
ぢらぬと仰ツタ杯と悪口を顔に唱へてをり外され畢竟
政府が欲情のみにまかれて下々を恵ぬ證據でおぼろ

昔一徳川家の頃を随分役人奸曲もあつた事なれども公事訴訟杯乃事も今より互て寛大にして正真乃仕方不適たるものやらず覺え外既不貧乏人乃ため不強情我慢を言募る貧人を捕へ大れを仮牢へ打投みその強欲を根情をとり拉れたる事などもありて貧乏人を患む政府乃法仁恵を何時もかくあるべき筈でござるを只今乃如く貸方子の利乃附く法棚をなされても貧乏人の行主道なくして寐ても覺ても政府乃事を誅り罵るを尤も極乃次

第でござる故に政府にて早速小かの流券印紙の如き銭儲乃仕事を廢され裁判乃予なども成丈貧乏人乃助るべきやうなる法仕法不改めらるゝとあらざれを決て下々乃者が政府乃恩徳を仰ぐやうな事なり外まいかとそんト外且いつまでもあつた氣が附ずして朦朧としてゐらるゝ時を追々下々の怒が重なりて終に世の大亂を引起す基とならんかも謀り知られぬをけふて夫の舊平を恒にまれ等乃事を以て夫の湯罐頭を病す大とでござる開さん足下をよく萬事乃

道理を法究めなきてるらる事だがナトあれ等乃理窟を如何よおる一め一非

関次郎

アハニニニニ 相替らず足下乃妙論驚き入り非だがこれ
を世の懶惰者が借たる物を返さざる筭段に設けた
る語一ぢぢを足下乃至らぬ法料簡からまふと不受
けて仰き受けしめて一ツもとるよ足らぬものでござる
全射借たる物を返さずするを天地間の當然乃道理に
てきた貸たる物をとり返す世乃道理不於て聊も

不思議な事でもござるまた人間乃修身乃道に付
て論ずる時他人乃物を借て返さざるを大悪の所業
よてその罪をぢ不盗賊と同様なるものでござる元来
他人より借受けたる所乃財貨をその人の骨折を以て
得たる品物よてまた々の仁恵の志を以て貸與へ呉れたる
ものぢらる我身を却てまれば悖り莫言たるもの、かく
思ひあてていたゆる仇を以て恩を報ゆる理窟よてま
れを人面獣心なる所業とてせざる故に借て返さ
ざるも有様去る異方れ盗賊に少しも相違りなき所業

みて人間乃修身乃道こちに於て堅くまれを誠むまこと次第
 でまざるさるふまれまで世間せけんに借かり物もの買か物ものと思おもひ
 弁杯べんぱいとりした護語ごごを吐つちららしるたる横著者よこしやくものもありて舊
 幕府まくふ乃頃ころふた却かへてまれ等乃横著者よこしやくものを以て不便ふびんと思
 ふたる所ところより竟つひふ金持かねもちをして金を貸かす事を危あやく思
 せせそれがためふ利息りうきを引上ひきあげ僅わずか一月ひとか二ふた月乃間あひだふ
 元金もと丈乃金高きんたかをしり上ある工夫くふうをたき志こころむるふ至いたりたる
 事ことにて金持かねもち乃料簡りょうかんとなりて見れみたるた無理むりならぬ
 澤栖さわがしでおささり近頃ちかごろに及およぶ益々ますます貧乏びんぼう人ひとの困窮くわんきやうを極まむる

大本おんぽんを蓋おほしまれ等乃事情じやうじやうより金持かねもちが容易いんぎふ金かねを手
 離はなさずして自然じぜんふ世間せけんの金銭融通きんせんゆうつう乃道みちを塞ふさぎたる
 不ふなる事ことでおささり故ゆゑに只今ただいま政府せいふにて嚴まき番ばん分ぶんを
 以て貸借かいかい乃裁判さいぱんをなされるも畢竟ひつじやう人ひと乃行なふを責せめ
 るまけるて世よの人間にんげんをなげ正直者しやうじきやふ世人せじんためをたれを僕
 などなだた誠まことふありかたい事ことふぞんし外ほかソソデ貸かしたる物もの
 不間違ふまぢがひなく屹まつと返かへり来きる時ときを金持かねもちをまれまが乃如
 く貯金ちかへきんを完庫かんこ乃底そこに隠かくしおくものなくしてこな安
 心こころして貸出かひだすも互あ互あ自然じぜんふ世間せけん乃錢廻せんまわりがよくなり且かつ

利乏なりと段々下落するよりて貧乏人もあれよ
 りまた廣大なる幸福を受くる事ではござりませぬ
 さんあれ等乃理合をふ考へたされむ只今乃政府
 乃法任法を實に世間乃大利益をなすものなといふ
 事えスツカリ心得心になりませぬたらりサテ又人間乃料
 簡も恒私乃方へ傾き易くして懼る者のなき時
 未必手前勝手乃所業及ぶものでござるされ
 裁判所にて貸借乃裁判を寛大をきたる處分を以て
 くり捌く時とあれかため世乃人乃手前勝手乃料

簡を增長させ竟に返満すべき工面の出采る者よても
 成文込満せざる筈段する事と陥り詰り世間乃大害
 を引起す次第でござるをかの舊幕府乃役人と
 もが袖の下乃進物や鼻薬子眼を眩し借方乃者も
 利のある捌をせしを譬を足手乃達者やも昔者も慢
 不金銭を與へ却てその人を懶惰者も引入るが如く甚
 だ相済ぬ仕方てござるサテ又裁判所は公義正直も則
 り人民乃権利を保護するを以て職務とする者也
 他人乃ためその財貨を奪ふとられ迷惑及ぶ者あ

する時をたゞしなされを國乃授けてらしその奪ひら
 れたる權利を以て亦くは回復し興ふる事でもさるさ
 れを裁判所にて借入乃最負を貸主乃難義又及ぶ
 捌を以て一定乃第2於てその職務不背きたる事
 大ざる且政府を世間一般乃利益を謀るべき善乃者な
 り不裁判所乃役人が我愛憎乃料簡よりあつる不正乃
 取計を以て大れがためは世間一般へ迷惑を受けさする
 時をまた政府乃職務上於ては甚だ相違ぬ次第であ
 るナント舊よき人あれ等乃理窟を法番込たされを

を今乃裁判所乃處分不付て怪むべき節も疑を起
 すべき道理も大ざり外もサテされから證券印紙を
 法發行のやりし道理を法廷にアさん全軀裁判所
 て公事訴訟を吟味する仕方も第一は論文書付乃
 を以て證據としてその理非曲直を裁判する事でもさる
 蓋し人乃料簡も外表から見て知れざるものなり且
 口といふ調宝なるものを以て詐偽も正真乃如くいひ
 まきらす横著者もなきはあらされむ願人や受公事
 乃者乃又所を以て證據に用ゐる捌きをする時を存否

乃達者なり者がいつでも必ず勝公事を占る事及ぶ
也又無據一向徳文書付乃款を以てその理非曲直を
裁判する次第でござるされを説文書付乃款をその大
切なる事今更らふまでもござりません説文書付乃
類をかくり如く大切なる者われを人民乃約束をとり
極めその書付をとり替す時必ず政府の役人乃
立合を受けその約束乃慥なる事を説すべき答われ
いふ日々敷限りもなき人民乃約束事へ一々役人を出役
さするを政府といふとも及びがたき事也又説券印紙

を發行し大の代と志たるものでござるされを説文
書付乃款印紙或は思紙などを用ふるを私より結
ぶたる約束を以て政府乃役人乃立合を受けたるも
のと同様とする理合にてその約定乃慥なる事を表
する次第でござる蓋しあれ等々な政府乃人民を
大切と思ふありがたき思召より出で世間の信義を堅
固に交際乃和合を永續せしめんため乃法仕法なれを准
も彼もありがたく思ふてよく法趣意を守らざれをな
らぬ事ではござるざるをたれ等乃道理よりなる足下が

屈服せざるを僕もこれを以て恰も能楽息子が
その父母を誹謗するが如く是下乃議論を自己乃手
前勝手を十分小行ふ事あたをさるより出たる執念
むらゝ乃不理智かと考へ外且又十萬兩乃金乃取引
も一歩乃金乃約束も信義を堅固とする味に於ても
異なる所なき事也且此細々酒の切手とよとも印
紙を貼用するも固より當然乃道理でござるを
一歩乃金も印紙を貼用せずとも一歩といふも十萬
兩乃金といふともまた印紙を貼用せずともよき等

よてさすれを籠券印紙を以て事柄を徒ら乎は属
すでござらるされを去の事は付て是下乃論せられ
たる所もまた少くも理窟でござるナント齋平さん先
刻より其の関次郎が法務ノース所を篤とお考へな
されを裁判乃一件も籠券印紙乃一件もを悉
く法得心よりせりたりされを是下乃限らず世間
の人誰か彼もを去のありがたき法趣意を奉戴し
て人乃害もせらぬやう自己乃害をあらむらぬやう
恒に正直なる心を以て善良なる行を勵し互に信実

を盡してその世を憂むべき善くてさすれを自然の一
身の名譽を得て遂に活計歡樂心のまゝなる身分
と相成る事ではござらう

舊平

イヤ 開次郎さんもう一番法関アス事があり外則貨
幣や紙幣乃事ではござる昔一幕府乃頃乃通用金
小判といふ武歩金といふ一歩銀一朱銀といふて今乃
貨幣較ふれを百層倍も直歩乃あつたものでござ
る尤幕府乃時代より度々吹替がありて段々形も小サ

ク かり目方も減少ある事なれども中々只今乃貨
幣乃やうなものでござりませぬ其の故に諸色乃並
段も甚だ安直ゆして世間が甚だ暮一よかつたる事
おさるるを法一新乃頃戦争乃騒ぎに乗じ諸國乃
大名めらか慢小貳歩金の價物をさしとられがため
小既小世間乃迷惑を引起してゐる所小加ふり小また
天朝にて紙幣を作りそれを發行したるより諸色乃
直段も恰も朝嵐小紙鷲を揚るが如く減法界もなき
為重とわり世間乃人民も難波迷惑貧窮困窮乃四つを

一時不極めたる事ではざるサテ戦争乃騒ぎも満ち世
 間の波風もをさまりてかの貳歩金紙幣などのため
 換をする者も損を以て困る者も困りて後やうやく
 世の中乃折合か付て出来たりたる所乃通用金が即今
 乃貨幣ではざる今乃貨幣を誠ニ笑談らうものにて
 一國乃金貨なりとト豆粒不どの者なりや五疎漏者
 を度々取落し遂にこれを以て忌々しい物に心得る事
 でおざるされおされをかの小判或も貳歩金やと較ぶ
 る時を法月様と籠不どの相違にて誠ニ有難味の薄

きものやうに心得られ外且昔より日本乃通用金乃形
 一四角なるもの小括つてあるたるを政府乃毛唐人好
 所より毛唐人乃國乃弗限乃形に働か遂に只今乃新
 貨幣乃形を固く製造せられたる事ではざるナント聞
 きん政府がさ不どもすで毛唐人乃真似を志たく思ひ給
 たり寧政府乃株を毛唐人に呉れてままつたる方が世話
 がなくしてゐるは便利ならんかとぞんと外貨幣をた
 とへ形が小サクヤリ目方が減少して玩物乃如くなりた
 りともまたやうやくべき所あれども紙幣に至りて

殊に仕方乃ないものやうに心得られず既去... 年乃頃乃有れを知らんやされ百兩乃紙幣が正金三十兩... 製造する所乃紙幣乃金高を元一億五千萬圓... 事乃大教乃紙幣が世間不出る時... 先頃乃如く正金と紙幣との間小大なる喰違... 先頃乃難決より百倍も立勝りたる難決を世... 事不及ひませう且今日も最早容易小

貨幣乃顔を見る事のかたよをぬやうなりたれを去の後一... 兩年のすくるとき必ず世間ハ紙幣をみり小愛... 小貨幣を染小志たくても得る事乃かたよをぬやう... 成行ませう全紙幣を原質が紙を以て製造し一... 圓小一圓文乃直打を具ふる者小あらざれを去れを以... て正金乃代とし賣買乃道を謀る時必ず諸色乃直... 段が高直小なるべき管小て終小草鞋が一足一歩酒が... 一外一圓木綿が一及五圓杯とりやう小ならんを勿論... 乃事小をんし外蓋し去れ等去まの舊玉の校小料簡

から出る取越苦勞乃やうふおるぞめいたまをんおれ
 どもよしく入りて深く心配して見る時をどうして
 目朦朧と安心してゐる夫と出来ぬやうに心得られ
 外且又紙幣を毛唐人の方へ通用せぬ者も交易場は
 て交易の盛に行もさう不随ふななく日本は貨幣の數
 を減少するよりして畢竟乃所小玉れを夫の廣き日本國に
 正金といつたら銀一文とちやう不相なる事ではござらうさ
 れを紙幣の事には付き政府にて只今乃閣下象の附く
 事をくを恰も龜のたのふ血を吸とられたる雞乃如

く終小夫の日本國の立枯小及をん事鏡不懸て見るや
 うでござる蓋しこれ等乃事柄を天子様の思召より出た
 る者か夫は役人方乃料簡より出たる者か明白小を
 の本を知る事あたをぎれども何うしては國よ等一
 甚だ相濡ぬ譯合でござるそれともまた日本を神國
 乃事也と通用金までも紙にせざれを天照皇太神官様
 小等し申譯がたぬとら理窟でもあるか何小せよ夫
 の舊平乃如き愚鈍乃者小を一向にからぬ次第ではござ
 したる僕もそれ等乃事を以てその考を言きたる又

惟之靈



物不拘もらず偏不政府乃貪欲なる料簡より出たる
 横着なる仕業と考へ外蓋しあれ等乃事乃起りを穿
 鑿すれを通用金を政府乃極印さへあれを石で瓦で
 通用する者も忌むめ先貨幣乃目方を減少し形
 を小サウ吹改めあれを以て十分は錢儲をせんと較計た
 る不貨幣もして不地金のためは幾許乃本手が費え
 案外不面白味が少き由忌ッゴデ又も一ツ張の仕法
 を忘かへ遂不紙幣と改沙汰を改めたる事でおびるな
 る不ど紙幣やれを一億五千萬圓乃金高を製造する

不大方壹萬圓か貳萬圓も紙を買へを足す事ならん
 不その目論を通り廣大なる錢儲小なりて政府乃た
 め小尤誠不珍重千萬なる事でおびるガガ大の欲心乃
 ため不日本國を滅亡乃場合不至らすもとらすべき事
 でおびる何トカ申譯乃仕方がおびり外カ實不政府乃か
 く乃如き不業不及べると恰も禽獸乃食物ヲ羈されて
 その身命を失ふが如く人民乃上よまつ政府たる者乃
 すべき不業不あらざるかと心得外ナント開さん不の欲
 張政府が他國乃も乃やれを更不氣を操と心配する所

も大ききりませんけれども我國の物自己の物と思ふ時
 もまだどうして知らぬ顔して空嘯てゐる事も出来
 ぬでござるされを僕も去のまゝに捨置きを何時まで
 も政府もてその所業を改むる期やと思ふゆゑ一
 應足下は法話一ツ上事宜ふれを去の趣を以て政府
 へ異見を加へんかともぞんじ噫イヤナ事イヤナ事欲張政
 府乃下は住居する人民を始終政府のためは象を操る心配
 して命を縮むやうな覺え外

開次郎

ぢう不だされ等も法疑ひ一應を法でござる去の閑次
 郎もども元も矢張さやうな心得なりよだんく博
 識も法人より法話一を伺ひされよりてやうやくたの
 頃も及びその道理を會得去たる次第でござるされを
 その博識も法人より伺ひたる存を以てまた足下は法
 取次するでござらう全躰昔一せよいまだ通用金といふも
 の、ぢかつたる頃も世間の交易も多品物と品物との取
 換りしてその不便利な事も今僕がそれを足下は法
 話一Pさんとするもトモ及ぬ位な事ださうでござる

サテ又人間を神妙不測の知恵を具ふる者曰ふかく如
 き不便利の事あれを誰も彼も之なされを除かんとす
 料簡を生じ各々その工夫を回らしたるは世間一般に珍
 重する品物を以て通用金に定めあれを以て交易の媒
 介をさす時大の患を除き得べしと云ふ妙工夫を業ト
 付遂に世に通用金なりしものを用ふる事小なりたる事
 さうでござるやうに世に通用金乃ある上を我所持り
 品物を以て一度通用金に取換さへしておけを何時も
 も不き品物を入用文求むる大とを得られて済むい

えんかたぢき便利なる事であらざるされを去の通用金
 を用ふる世界を以て以前に通用金を用ふる世界に較
 ぶる時を恰も生れ替りたるを相違として通用金
 を用ふる世界に生れたる人間も通用金を用ふる世
 界に生れたる人間より百倍も幸福を得たるものであ
 るサテ又世間一般に珍重する品物を如何なる物にたつ
 ぬれを以て金銀乃換ておざる金銀の類を第一に直段乃
 狂ひ少き者なり第二に容易に小かくして高き直段を具
 ふる者なり第三に直段を害をさして大小如何なる形

小も... 得べき者なり 第四 永年乃 固貯へ置くとも
 更にその形を變ずる事なきものなり 蓋しこれ等も通
 用貨幣とすべきもの不欠くべからざる性質なるより丁度
 金銀乃 孰もあれを具へたる也 忽いたる眼の寄る所へ
 玉乃 寄る 理審ふて 世間の人情が言は 金銀乃 孰も集り
 あれを 重宝と思ふ所から 誰か該し 誰約束をとり 極む
 ともや 不自然な去のものを以て 通用貨幣とせられたる
 次第で 大ざらされを 通用金の世間通用する所以を 取
 て 政府の傳宣によりて 造幣寮乃 極印が 据えてある

互不あらず 即世間一般の人情があれを好むを 取
 るより 事不てその 徳據を 昔し世に いたる 定つたる 政
 府も 遠幣寮も なき 時代不ても 塊金又も 砂金などを 用
 るて 世の人が 交易を 遂げたるを 以て あり せられませ
 かつ 金銀を 通用金とせざる べき 適當なる 品物と して 事
 が 清得心より ありたる 上を 去の 通用金が 物を 買ふ力を 生
 ずる 所以と 萬物乃 直段乃 標準と せざる 次第 極を 清話し
 Pさん 元來 通用金と 物との 間不立入りて 雙方乃
 便利を 達せ せむる 事を 以て 職とする 者より 人間で

いへを丁度商人乃如き者でぶざる商人を己れ一物も
産出せずといへども百姓や職人乃間ふ立入り去れ等乃
産出たたる品物を以て彼此乃間ふ世話をし去れを以
て大小世乃便利を助くる者でぶざる通用金もその通
り通用金を喰ふ事も著る事乃出来ぬものなれども喰
ふ物や著る物乃間ふ立入り雙方乃望を金くりにてその
便利を助くる者でぶざる商人乃職分たる商賣を百
姓乃耕作職人乃仕事と因知るを却て去れは立勝り位
乃者なれを通用金乃職分もまたかの米穀乃飯とな

り絹布乃衣服とちり双物乃裁切乃用をなすと因知る
て却て去れ等乃物より立勝りて人間不寵愛を受く
る事てぶざるさりながら世間も去れ等乃理合を知
らざりて通用金を以て他乃品物不異りたる一種
上乃至空と心得餘り大切と思ふより草笥乃引出し
或は椽の下乃窺りて不儲藏て竟不通用金をしてその
貴むべき職分を缺かむる輩もまたある事にて去
れたる米穀を飯に炊がず絹布を衣服に用ゐず双物
を裁切乃用不當ぶるが如く甚だ馬鹿くつき仕業

でござるサテ後話一アス通り通用金を矢張一ツ乃品物
にて他乃米穀縮布又も刃物など小聊も相違なきも
のたれども米穀縮布刃物などもおれを求むる人と
求のぎる人とある也且廣く世間乃交易を遂ぐる予あ
たも亦通用金をおれに異りて世間にて一般におれを好
む也且廣く何品とも交易する事を得られて大なる傷
をあらも亦次第でござるソコデかく通用金を他乃品物
不同ぬれども者なりと得心ゆく時もその直打を生ず
る理合もかゝ知らるるに及んで壁を足下乃傍にあり

その煙草盆を以て一圓乃直打あるものし世を即煙草
盆を一圓乃金を買ふ力を具ふる者とりよべ一圓の
金を六の煙草盆を買ふべき力を具ふる者とりよべ
一てかく惣も盆と一圓の金と丁度釣合ふるけを松
が深山より木を代出指物屋がおれをかく一ツ乃煙草
盆を作り商人がその見せふておれを買人又賣與ふる
もて乃手間と渡夫が鑛山より地金を掘出大坂乃
送幣寮にておれを一ツ乃一圓金を作り世間乃通用又供
するもて乃手間と寸分も差も亦丁度適當する也

下さるるされを六の二ツ乃中一方乃手間を變りを生ず
 る時をまた必ず六の釣合を變りを生ずべき勘定にて
 壁を六れまで六の煙草盆一ツを指物屋が二日乃手間を
 以て造りたる不新又便利なる道具を造りて一日乃
 手間を以て造るや、不及も即六の釣合を變りて
 必ず貳六の金を以て六れを買ひ得るや、相
 でおさらう又六れまで一圓金一ツ丈乃地金を鑄夫が
 二日乃手間を以て堀出たる、新又便利なる道具と
 變りて一日乃手間を以て堀出さや、不及も即また

六の釣合を變りて必ず二圓乃金ありがれを六れを
 買ひ得る事かをもぬや、相なるで六らう、
 いへむ品物乃割合より通用金が殖る時、品物乃
 直段騰貴し通用金乃割合より品物が殖る時、
 直段下落する勘定で六らきりなからさきよ、
 一アタル通り金銀乃数を相場乃在ひ甚だ少きものや
 品物と通用金との釣合を在ひを起す事あるも何
 時もまづ大方品物乃仕出し、在ひを生じたるよ、事
 でおさるサテ通用金乃直段をいつも大方一定して在ひ

乃甚だ少き者也互されを以て他乃品物乃直段を計る
 時も手早くその品物乃釣合を知られて誠不便利な
 る也互遂に何品を幾圓何品を幾錢杯と恒不通用金
 を以て品物乃直段をあらす事と相なつたる次第で
 おざるさりながら通用金を以て物乃直段を計るを
 以て酒乃量を計り物差を以て反物乃長サを計る
 事杯とも大に異りたるものでおざる譬を去年一斗乃
 米を一圓と計りたるも今年を一圓一步も或も之歩
 にも高下する事あるものなれを夫れをたゞ面倒なる

唱を省きて手早く物乃釣合を知らんまで乃仕事と
 おありなされませント舊よさんかく傳話一ツシたらを
 通用金乃物を買ふ力を生ずる 理合も物乃直段乃標
 準とせし 理合も悉くおろかりとなりたり 一ツテ
 れ等乃理合がおろかりとなつたる上をあれあり通用金
 小付き政府乃行ふべき職務を傳話一ツさん全躰通
 用金を既し傳話一ツタル通り世間一般乃好みよりて
 通用する者も互政府にてあれを世話するをいらぬ仕子
 乃やりわれどもあれを世間乃く乃心任せし一かく時を

各々その欲心を擅り混雜を生ずるの事通用金あり
 るかためより更に利益を起す事なき也且無據人氏乃名
 代なる政府にて其の事務を引受け其れを一般乃利
 益となるべきやうに世話するにけりておざるサテ通用金
 に付き政府乃行ふべき職務を二篇乃理窟に冥係い
 たし休一りふも萬乃賣買乃約束事な付き必ず定つた
 る通用金乃名目を以てその代價乃とり極をさせん
 ため其の事務を引受くる事でおざる蓋し世に定つ
 たる通用金なき時を物乃代價を受取り濟しする

際小控て或は其の金にて受取る事かたむぬ又其の
 の品物はあらざれば其の事かたむぬ杯と互に手前
 手を言争ひおれがため其の間は喧嘩争論乃断ゆるを
 ますおざり外に其の政府にて世間の人情に從む一ツ
 乃品物を撰みて世に通用金に定めおれを以て萬事乃
 約束を遂げさしおれを其れ等乃差支を地を拂ひて濟
 失する事でおざるまた一ツはを政府にて世に人情
 不後金銀を以て通用金に定めたる上を其れをして
 大に其の傷をあらむべきやうに世話する事でおざる

開イ開イ
二篇卷一

通用金をして大小その傷をあらたましめんとする仕方
も一番の通用金乃性合をして一統の純精ならしむる
事二番の通用金をして大小幾許の交易も用ゐらる
るやうにとよき形量不製造する事三番の通用金乃目
方を確定し明白にその直段を書き載する事でおさる
蓋し只今乃新貨幣をあれ等乃正當乃道理に従て
製造したる通用金をして即横着者乃別取りを防か
んためよその面は細密なる摸様をちりかめ計算し便
利ならんためは図らかみして且平らかなる形を鑄造

性合を純金九分は混和物一分を加へ目方乃割合を
英佛並乃三ヶ國乃相場を比較して定めたるものにて
そのくちよき事を新貨幣例として書物に書載ておさ
るナント諸君よさんまれば等乃話しを篤と法考へおされ
おを足下乃諸疑念をゆるし山國乃人があたらしくき魚を
以てうまくわしとりよが如く畢竟通用金乃真味をお
ちりおきらぬ浅果なる料簡より生れたる迷ふは得
心おきましたらうがカ保しおれお足下をかりをらむる
おけおおきませんおれまでおれ等乃道理を肝腎乃政

事をとり扱ひたる役人であらざらざる事なれをま
 て下々の者がわれを知らざるを尤もなる事ではござ
 るそれより付き足下乃清疑ひもあるとけなれをあれか
 ら通用金乃直段小狂ひを生ぜし次第と昔の通用
 金の弊害乃ありし次第を清話しりさんとそんなれど
 此れを清話しりす時もあり紙数が多くなりて却
 て清歸屈を引出すやうに相成る事也是れを先のち
 乃話しし仕舞あきてあれよりすむ紙幣乃一件小とり
 かりませう金躰通用金を用方乃重き者なる也是れ

れを遠方へ運送せんとすむを存外乃入用が費えは
 の入用を語り物産乃直段は加るべきも乃かる也是れ
 がため小物産乃直段を高くする憂あれども世小紙
 幣乃設けある時を夫の入用を省く事を得られて夫
 乃憂をたすむる小消失する事ではござる又通用金
 ても盗賊乃ため小我所持乃物を奪ひとられても
 を穿議すまき手立がござりませんさる小紙幣も必
 ず一々番号が去るしある事也是れを盗賊乃奪
 ふとらるとも忽ち我所持乃物たるを見出し得られ

て自然に盗賊乃憂を減ずる勘定でござる紙幣を一寸数へてもかく乃如き便利を具ふる者やれどもまた是下乃仰らる通り原質が紙にて造りたるも乃也通用金乃如く正真乃直赤を具へざるを勿論にてその方法乃ありき時を殆んど是下乃法心配せられたる通り世間乃大害を引起す事とござり外あれを西洋人乃國よてもその例一少ながらずして我日本よても既七八年以前も太政官乃れられたため一時雜義に陥り一がござる元東紙幣を人乃信付を以て通用するもの

て壁を僕より他人に賣物をせしその人より何月何日なれを返漏せんとし書付をとりおきし僕もまた是下以て是下乃方へ振向んとせむ是下乃料筒にて恒よりその書付を出したる本人を正直なる人物と承知してゐらる時を必ず差支なくれを受取らる事とござらる則紙幣乃通用するも夫の道理外ならず故に夫れを通用さする政府にて約束通り正金と引換ふる道だ小遣に立てるれを片語一ツ通り正金より一層便利

どあれむその苦しみ耐へかね竟に引換ふる目的なり
 き紙幣を發行するに至るも事ある事にてかく乃如
 き事情より望むあたは紙幣をそれより世間乃大害
 を引出すものぢれ終ふ紙屑同様に相成りこれを存
 持せる面々もな大損失を蒙むらん事でおどる蓋し
 かる例に古来西洋乃國々にて沢山ありたる事あり
 て前車乃覆へるを後車乃戒とりしが如くこれ等乃例
 を却て我日本國乃幸となり日本乃政府をこれ等の例
 よりしてその利害得失を悉くとり調べ遂に正しき道

小後まで只今乃紙幣を發行せられたる見付ぢれは只
 今乃紙幣あり一匙乃疑惑も用みず屹然信仰すべき
 者でおどる何を以て只今乃紙幣を信仰すべき者とす
 るかと問ふ元來物乃市場を力づくにも腕づくも
 のぬものぢれし只今乃紙幣が道理外れたる者な
 れをたとひ政府がいかやうに骨を折らるとも決して正
 金同様に通用する筈を以て信でござるさまも世間
 て正金より却て紙幣乃方を珍重する所を以て見れ
 をおれ何より疑ふべからざる傍でござるナント舊なき

んかく法活しヤシたらむ紙幣乃一件を大方是下乃法
 胎は著したる事でおざらるサテ又當今政府は紙幣
 を發行せらるる次第を即新小幕府乃仕散らしたる
 跡を引受け引續き戦争乃入用から逆頃に至り外に
 も外國交際ノ物入りあり内にも諸藩乃借金を引受け
 士族不産業乃本手金を與へ且錢道を築き傳信機を
 建て兵隊を組立軍艦を買入れ郵便を設くる等數限
 りもなき物入りありてそれ等乃入用を埋めんため
 他より金を借り入るる時も又候利息乃ため借金

乃上乘をすす事陥る也是竟紙幣を發行して一
 時々の埋草乃手立を設けたる次第でおさる蓋し去
 れ等も日本國を開化し進めんため用ゐたる入費な
 れが正真乃理窟は控てたがちふあれを人民に割付
 銀さすべき筈われどもさやうする時も却て人民乃難
 義にやうまたトナ禍を引出さんともかりがたき事也是無
 據紙幣を發行して一先その不足乃金高を補ふべき次
 第ふあれを償ふ工夫を立たるはけでおさるまた是下乃
 法論でも政府も紙幣を造り錢儲乃仕業をすし仰

事^{コト}が只^{ただ}今^{いま}も活^か話^わ一^{いっ}アス通^とりも一^{いっ}政府^{せいふ}にて金^{かね}を借^か
 る事^{コト}あらそその利^り足^{そく}を難^{たが}より拂^{はら}ふ事^{コト}より外^{ほか}なり或^{ある}
 も六^むれがためは通^と用^う金^{きん}を鑄^{たぎ}造^{ぞう}せむその地^ち金^{きん}乃^{すなは}代^た金^{きん}を
 誰^{たれ}より拂^{はら}ふ事^{コト}より外^{ほか}なり民^{たみ}より拂^{はら}む事^{コト}を
 かたむぬ事^{コト}でござらうとせられわかの一^{いっ}億^{いっ}五^ご千^{せん}萬^{まん}乃^{すなは}紙^し
 幣^{へい}を製^{せい}造^{ぞう}せん一^{いっ}萬^{まん}圓^{えん}乃^{すなは}本^{ほん}手^てを用^{もち}るんより五^ご千^{せん}圓^{えん}乃^{すなは}
 本^{ほん}手^てにて足^たらんまう世^せ間^{かん}一^{いっ}般^{ぱん}乃^{すなは}利^り益^{えき}とならすべき勘^{かん}定^{てい}も
 てられも今^{いま}更^{さら}僕^{ぼく}が改^かめてしままでござり外^{ほか}まいさ
 れをされ等^ら乃^{すなは}活^か論^{ろん}も矢^や張^{ちやう}足^{あそ}下^か乃^{すなは}活^か心^{しん}得^{とく}達^{たつ}より出^いた

るものでござる且^{かつ}又^{また}足^あ下^かをかく世^せ間^{かん}紙^し幣^{へい}が流^り行^{こう}す
 れを即^{すなは}通^と用^う金^{きん}乃^{すなは}数^{すう}が殖^ふえたる勘^{かん}定^{てい}も至^{いた}竟^{けい}も物^{もの}乃^{すなは}直^ち
 段^{だん}を高^{たか}くするやうんと活^か心^{しん}配^{はい}をされ事^{コト}なれども去^こ
 れもまた餘^よ計^{けい}なる活^か心^{しん}配^{はい}でござる蓋^{けだ}も今^{いま}乃^{すなは}紙^し幣^{へい}
 も既^{すで}も世^せ上^{じやう}殖^ふえてる品^{しん}物^{ぶつ}乃^{すなは}負^お債^{せい}も充^あつたためは造^{ぞう}
 りたるものも品^{しん}物^{ぶつ}乃^{すなは}直^ち段^{だん}を高^{たか}くせざるのやならず後^{のち}
 にも大^{おほ}の物^{もの}あるより追^{おひ}々^々品^{しん}物^{ぶつ}乃^{すなは}直^ち段^{だん}を安^{やす}くする事^{コト}
 も相^あたひりませうト舊^{ふる}年^{ねん}さん迄^{いた}まで僕^{ぼく}が活^か話^わ一^{いっ}アス
 所^{ところ}を篤^{あつ}と活^か考^{こう}せられわ通^と用^う金^{きん}及^{および}紙^し幣^{へい}乃^{すなは}理^り合^が

明^{あきら}白^ま不^ま法^ふ得^{とく}心^{しん}に相^{あひ}なり事^{こと}でござらうサテ又^{また}是^{こゝ}下^{くだ}を大^{おほ}
 の有^あ利^り乃^すま^まるを^をお^お過^とぐる時^{とき}も交^か易^いのため不^ふ道^{どう}に我^{われ}
 日本^{にっぽん}國^{くに}も立^た枯^かに^に至^{いた}るや^やらん^んと法^{ほう}心^{しん}配^{はい}か^かれ^る事^{こと}が
 僕^{わが}乃^も見^み込^こま^まて^てされ^るも^もた^た無^む益^{えき}乃^も法^{ほう}心^{しん}配^{はい}か^かと^とぞん^んと^と外^{がい}
 元^{もと}来^{きた}交^か易^い乃^も道^{どう}を^を恰^{あた}も^も水^{みづ}乃^も低^ひき^きに^に就^つくが^が如^{ごと}く^く恒^{つね}に^に餘^{あま}
 れるを^を以^もて^て是^{こゝ}ら^らを^を補^{おぎ}ふ^ふに^にけ^け柄^{がら}乃^も者^{もの}や^やれ^るま^まの^の事^{こと}
 乃^も付^つて^て決^{けつ}して^て是^{こゝ}下^{くだ}乃^も法^{ほう}心^{しん}配^{はい}か^かれ^る如^{ごと}き^き禍^{わざはひ}を^を起^{おこ}ら^らぬ
 道^{どう}理^りで^でお^おざる^る且^{かつ}外^{がい}國^{くに}人^{ひと}が^が日^に本^{ぽん}乃^も金^{きん}銀^{ぎん}を^を輸^{しゆ}出^{しゆ}し^して^てぬ
 い^いひ^ひて^ても^も去^これ^れを^をた^たり^り奪^とふ^ふと^とり^りて^て持^{もち}て^てぬ^ぬ次第^{しだい}で^でも^もま^まざ^ざら^らぬ

必^{かな}ず^ず品^{しん}物^{ぶつ}を^を賣^う興^{きやう}へ^への^の代^{だい}價^げと^として^{して}持^{もち}て^てぬ^ぬに^にけ^けり^りて^て
 日^に本^{ぽん}人^{ひと}も^もまた^たその^{その}金^{きん}錢^{せん}を^を無^む益^{えき}に^に外^{がい}國^{くに}人^{ひと}に^に興^{きやう}ふ^ふる^る事^{こと}違^{ちが}
 へ^へお^おざる^るに^にせ^せぬ^ぬ品^{しん}物^{ぶつ}を^を買^かひ^ひて^てその^{その}代^{だい}價^げと^として^{して}興^{きやう}ふ^ふ
 る^るに^にけ^けられ^るを^をその^{その}買^かひ^ひて^てくる^{くる}品^{しん}物^{ぶつ}より^{より}また^た必^{かな}ず^ず若^わ干^{かん}乃^も利^り
 益^{えき}を^を得^とべ^べき^き苦^くま^まて^てた^たを^を勉^{つと}めて^て無^む益^{えき}乃^も物^{ぶつ}に^に買^かひ^ひと^とら^らざ^ざ
 れ^れを^を外^{がい}國^{くに}人^{ひと}乃^もため^{ため}に^に日^に本^{ぽん}乃^も金^{きん}銀^{ぎん}乃^も数^{すう}を^を盡^つして^{して}輸^{しゆ}出^{しゆ}
 さ^さる^ると^とも^もまた^た去^これ^れを^を掌^{ての}を^を反^かさ^さぬ^ぬち^ちに^にと^とり^り戻^もして^{して}得^えら^ら
 う^う理^り合^あう^うを^を聊^{いさ}も^も心^{しん}配^{はい}す^する^る次第^{しだい}に^にお^おざる^るに^にせ^せぬ^ぬた^た日^に
 本^に國^{くに}を^を殷^{いん}富^ふに^にせ^せん^んと^と思^{おも}は^はる^る人^{ひと}々^々外^{がい}國^{くに}人^{ひと}に^に立^た勝^{かち}り^り勉^{つと}強^{きやう}

して産物を作り出すはあり譬を同様の品物を同様の
の骨折を用ゐて外國人も一つより多く作事あたは
かゝる小日本人をあれを三つも三つも作りやうかれを則
外國人より二倍も三倍も多く錢を得るだけやうゆゑ
日本人乃身代乃よくやらん事杖を以て地を歩つが如
く決して間違をやる事ではござるナント舊平さんおれ
等乃話してさうでござる足下乃思召さるる所とてト
異りたる理窟でもござらんかサテ先刺から乃長談義足
下を定て法躰屈をされたる事やらんさりながら只今

僕の法話一Pタル所も付て篤と法勸考をされなを
木の一條も付ての法疑念を大方さるる事ではござる全
躰昔一堅氣といたる人も徳實は随分よき所もあれ
ども大方も井の中乃蛙の如く恒は自分乃思ふ所より
外より考をせしと心得も一我意外に出る事と逢ふ
時も熱心となりてかれを悪極と言散すものよりて舊平
さん足下乃とも矢張木の仲間的人物でござるされを足
下乃木の一條も付てかれを喉ぎたてられたるも畢竟
蛙乃鼻元思案雀乃三里不どもや手浅果なる法料簡ふ

トていまだ大の事柄は海より深き理合乃あるを法穿
鑿せられざるをけられむを盲蛇物に怖す大膽不
敵の仕業とさうりし

舊平

改々の法理解胆は銘ト誠は感服いたし外々實は足下
の法薩を以てされまを積累りたる存乃疑念を去し
消失せ僕乃胸中を恰も夜乃响たるやうに覺え外今ま
でかゝる道理乃ある事とを察あらず昔一堅象の偏屈
より牛も牛連馬も馬連同ト種族乃偏屈連の挑撥が

されつむうかくも例乃をねたる性質をあらうと遂に
それがため不足下もト法心配をなされたり
今更をんとも恐入面目を次第でわがが供一開き
ん僕のかく是下も法心配をかくるも畢竟日本國を大切
ふ思ふ斜簡より出たる事をれむとを決してさるく
思召して下さり外且その後といふも僕の胸に落入
らぬ事ある時をまた是下も付て法園ヤ人々をさるく
そその節もされまの如く相替す法教導なされて
下されませ

開次郎

イヤ舊よき人足下かきやう不仰るれを僕も活話一Pシ
 たる甲斐ありて誠よりよきをいへんぞんト外全射人たる
 者も恒の物事乃道理の心を留め我意外不出る事乃起
 る大とあれを何故かわる事乃出来しやとよくその本
 を穿鑿すべし答でたがる蓋しその本乃由縁へ辨ま
 れを如何なる新奇乃事といふとも怪む不足るもの
 ばかりませんこれ先刻より足下論ぜられたる箇條
 小毎堂文盲なる料簡にて透みあれを問き透みあれ

を見透みあれを考へたを實に驚愕仰天まき事やれ
 ども平生より人乃讀むべき書物を讀み物事乃道理
 不行渡りてある時その本乃理合が明かざるや及少
 しも不思議とも思ふぬ事だがる大乃故は向後
 足下もよく物事乃道理の心を留め我意外不出る事
 りとも必ずその起る本を穿鑿し決して機掃を以
 て幽霊とするが如き人乃失策ふべき所業不及び
 ぢぢぢ

明治八年五月新刻

書林

東京

大坂

丸

屋善

藏

和泉	富城	丸	和泉	和泉	須原	和泉	須原	山城	須原
屋勘右衛門	屋藤兵衛	屋善七	屋金右衛門	屋市兵衛	屋伊八	屋吉兵衛	屋新兵衛	屋佐兵衛	屋茂兵衛



開化問答二篇卷下終

開化問答

二篇卷下



